そうであるところ、申立人は、会計監査人である新日本有限責任監査法人から、貸借対照表を含む申立人の平成22年３月期の財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して申立人の平成22年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めるとの意見を得ており、そのほか申立人の上記各貸借対照表の記載が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従っていないことを疑わせるに足りる事情は何ら見当たらず、上記中間貸借対照表の作成時点（平成22年９月30日）から今日までの間に申立人の資産及び負債の構成及び内容に重大な変化が生じた様子もうかがわれない。

そうであるとすれば、申立人は、今日においても債務超過の状態にあるものと認められ、申立人は、その財産をもって債務を完済することができないときに該当するものというべきである。

5　もっとも、特措法が事業譲渡について株主総会の特別決議に代えて裁判所の代替許可の制度を規定している趣旨は、特定事業者の株主の株主権が実質的にその価値を喪失していると考えられることにあることに加えて、特定事業者の株主は、会社法469条１項の規定による株式買取請求をすることもできないと解されることにかんがみ、後見的見地から、特定事業者の株主がその株主権を喪失していると認めるに足りる実質が存するか否かについて更に検討を加えることとする。

⑴　平成22年３月期の貸借対照表に計上された資産のうち土地並びに関係会社株式及び投資有価証券について、土地については不動産鑑定の実施又は固定資産税評価額による推認により、関係会社株式及び投資有価証券についてはいわゆる修正簿価純資産法又は簿価純資産法により、それぞれその含み益を算定すれば、534億9840万円となり、当該含み益をもって上記貸借対照表を修正すれば、平成22年３月31日時点における申立人の資産の総額は約1811億3940万円となる。また、上記含み益をもって平成22年９月30日時点の中間貸借対照表を修正すれば、同時点における申立人の資産の総額は約1918億6440万円となる。他方、上記各時点における申立人の負債総額は、それぞれ2490億5100万円（上記貸借対照表）及び2543億9400万円（上記中間貸借対照表）であって、上記修正された資産総額を大きく上回っている。

以上に加えて、上記各貸借対照表からうかがわれる申立人の資産構成等にもかんがみると、現時点における申立人の資産及び負債を時価で評価し直したとしても、負債が資産を上回る債務超過の状態にあることが明らかというべきであり、したがって、修正簿価純資産法による株式価値の観点からみても、申立人の株主の株主権が実質的にその価値を喪失していることが明らかというべきである。

⑵　本件事業再編計画において、ＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）による事業会社の株式価値（企業価値）の評価額が1942億円ないし2390億円と算定されている。

しかしながら、本件事業再編計画においては、事業会社について事業譲渡により発生する資産調整勘定（その現在価値は250億円ないし390億円程度と想定されている。）の償却に伴う損金算入による税負担の軽減が想定されており、当該税負担の軽減効果は、事業会社の事業計画にも織り込まれているものと推認されるところ、そのような税効果は、本件事業再編計画に基づく事業譲渡が実行されることによって初めて発生するものであるから、事業譲渡がなかったとした場合における申立人の将来のフリー・キャッシュ・フローは当然にそのような税効果による影響を受けないものとなり、その期待値は事業会社のそれを下回ることになると考えられる。

のみならず、事業会社は、特措法９条１項２号所定の補償債務等を承継しないから、事業会社の事業計画は、補償債務等の支払負担によるキャッシュ・フローの圧迫がないことを前提として作成されているものと認められるところ、事業譲渡がなかったとした場合における申立人の将来のフリー・キャッシュ・フローは、補償債務等の支払負担による圧迫を受け続けることになるから、その期待値は事業会社のそれを相当程度下回ることになることが明らかである。

以上のとおり、事業譲渡がなかったとした場合における申立人の将来のフリー・キャッシュ・フローの期待値は、事業会社のそれを相当程度下回ることになるものと認められるから、その現在価値（事業価値）も事業会社のそれを相当程度下回ることになるものと認められる。

他方で、申立人は、事業会社が承継しない特措法９条１項２号所定の補償債務等並びに特措法及び救済措置方針に基づく一時金支払債務等を負担し、又は将来負担することになるところ、これらの債務の総額は少なくとも2724億円を下らないものと認められる。

これらの観点からみても、申立人の株主の株主権が実質的にその価値を喪失していることが明らかというべきである。

また、類似企業比較法による事業会社の株式価値（企業価値）の評価額が1994億円ないし2261億円と算定されているとしても、同様に、申立人の株主の株主権がいまだ実質的にその価値を喪失していないと認めることはできない。

なお、申立人の株式はグリーンシート銘柄として１株当たり20円前後の気配値が提示されている様子がうかがわれるが、以上認定説示したところに加えてグリーンシート銘柄の性格等にもかんがみると、申立人の株主の株主権がいまだ実質的にその価値を喪失していないと認めることはできない。

6　以上によれば、申立人は、特措法10条１項にいう「その財産をもって債務を完済することができないとき」に該当する上、申立人の株主は現時点においてその株主権を喪失していると認めるに足りる実質が存するということができるのであって、特措法が、水俣病被害者に対する補償等が確実に行われることを確保し、水俣病被害者の救済を全うする目的で、特定事業者に対し、事業会社を設立して補償債務等を除く特定事業者の事業を事業会社に譲渡することを義務付けている趣旨をも併せ考えると、環境大臣から特措法９条１項の認可を受けた本件事業再編計画に記載された事業会社に対する事業譲渡を許可することが相当である。

平成23年２月８日

大阪地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第５８号

兵庫県明石市大久保町西島610番地の９　エクセランス大久保Ⅰ番館905号

再生債務者　西澤　利之

１　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年３月８日まで

４　一般異議申述期間　平成23年３月22日から平成23年３月29日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２２年（再イ）第５９号

兵庫県明石市大久保町西島610番地の９　エクセランス大久保Ⅰ番館905号

再生債務者　西澤　聡子

１　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年３月８日まで

４　一般異議申述期間　平成23年３月22日から平成23年３月29日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２２年（再イ）第１８号

佐賀県西松浦郡有田町楠木原乙370番地３

再生債務者　山口　洋一

１　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年３月８日まで

４　一般異議申述期間　平成23年３月22日から平成23年３月29日まで

佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（再イ）第３号

金沢市畝田西３丁目208番地１

再生債務者　干場　勝廣

１　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年３月９日まで

４　一般異議申述期間　平成23年３月16日から平成23年３月30日まで

金沢地方裁判所

平成２３年（再イ）第１号

山形県鶴岡市下山添字中通41番地46

再生債務者　百瀬　　敬

１　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年３月10日まで

４　一般異議申述期間　平成23年３月24日から平成23年４月14日まで

山形地方裁判所鶴岡支部